

指令第 32 号

## 一般廃棄物処理業許可証

事業所所在地 福島県いわき市小名浜諏訪町11番地の1

事業所名 常光サービス株式会社

代表者名 代表取締役 野崎 裕康

双葉地方広域市町村圏組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定により、次の条件を付して（一般廃棄物処理業）を許可する。

### 記

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 許可期間 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 収集区域 | 双葉郡内一円                |

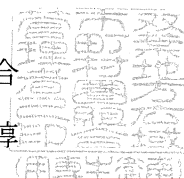
### 許可条件

- （1）本許可証は一般廃棄物収集運搬業に限ること。
- （2）搬入廃棄物は、一般廃棄物に限り、産業廃棄物は搬入しないこと。
- （3）一般廃棄物を運搬する際は、飛散防止に努めること。
- （4）搬入者は係員の指示に従うこと。

令和7年4月1日

双葉地方広域市町村圏組合

管理者 吉田 淳



この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。